

## 悩むより かけて安心 #9110

9月11日は、「警察相談の日」です。

緊急の事件・事故以外の相談は「#9110」（警察相談専用電話）へお願いします。

警察では、身の回りの事件や事故、不安な出来事など生活の安全に関する幅広い相談に応じています。また、警察業務についての要望・意見も受けておりますので、お気軽に相談してください。

なお、相談内容により、警察よりも他の専門機関に相談した方が良い場合もありますので、そのような場合は専門の機関をご案内します。

※警察相談専用電話「#9110」は短縮ダイヤルですので、プッシュ回線、公衆電話、携帯電話、PHSで利用できます。

ダイヤル回線電話や一部のIP電話等「#9110」がかからない場合は、下記の番号にお掛けください。

北海道警察本部 ☎011-241-9110

旭川方面本部 ☎0166-34-9110

留萌警察署 ☎42-0110

## 「道路交通センサス」にご協力願います

道路交通センサスは、日本全国の道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについての基礎資料を得ることを目的として、昭和3年から全国一斉に実施されてきた調査です。

調査結果は、現在の交通状況の把握や道路の計画などのほか、事業評価・政策評価などにも活用されます。調査にご理解、ご協力をお願いします。

### ■自動車起終点調査（OD調査）

国が無作為に抽出した車の所有者を対象として、平日及び休日の車の運行状況に関する項目（車種、出発地、目的地、走行距離、運行目的等）について、郵送する調査票にご回答（返送）していただく調査です。

### ■一般交通量調査

国道、道道それぞれに「観測地点」を選定し、道路の状況、交通量、旅行速度の調査を実施します。

### ■調査時期

一般交通量調査については9月中旬、自動車起終点調査（OD調査）については9月中旬から10月下旬にかけて行う予定です。

### ◎調査機関

<調査実施主体>国土交通省

<調査協力>北海道

## 船員保険制度の一部が労災保険制度に統合されました！

平成22年1月1日から、仕事または通勤が原因の怪我、病気または亡くなった場合は、労災保険から給付されるようになりました！

※一部の給付（労災保険の上乗せ給付又は船員保険独自給付）については、引き続き船員保険から給付されます。

事業主（船舶所有者）におかれましては、法人の代表者に当たらなくても、特別加入制度に加入していただくことで、労災保険による補償を受けることが可能となります。

※なお、一定の加入要件がありますのでご注意ください。

仕事または通勤が原因の怪我、病気または亡くなった場合の請求先は、労働基準監督署に変わりました！！

※一部の給付（労災保険の上乗せ給付又は船員保険独自給付）については、引き続き船員保険から給付されますが、請求先は全国健康保険協会船員保険部に変更されました。

平成22年1月1日から船員を1人でも雇っている事業主（船舶所有者）は、船員保険とは別に、労災保険にも加入手続きを行わなければならなくなりました！

◎問い合わせ先 北海道労働局労働基準部労災補償課 ☎011-709-2311